

北九州市洋上風力O&M競争力強化事業に係る補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、洋上風力O&M分野への新規参入を目指す市内企業や既に事業化しており更なる事業領域の拡大を目指す市内企業（以下「主たる事業者」という。）が、関連する訓練、研修の受講や資格取得（以下「訓練等」という。）の際に必要な経費の一部を補助することにより、洋上風力O&Mの競争力を強化することを目的として、補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 洋上風力^{オーアンドエム}O & M（オペレーションアンドメンテナンス）

洋上風力発電設備の運転及び維持管理をいう。

(2) 参入状況ヒアリング

本補助金の交付決定を受けた申請者に対し、市が実施する参入状況の確認を目的とした面談をいう。

(3) 参入促進研修

本補助金の交付決定を受けた申請者に対し、市が実施する洋上風力O & M事業の新規参入及び協業等を促進するための研修をいう。

(4) 新規参入プログラム

別表第1に掲げる企業が提供する訓練等に加え、新規参入に向けたフォローアップ支援を行うプログラムをいう。

(5) フォローアップ支援

新規参入プログラムの交付決定を受けた申請者に対して、訓練等を提供した企業が、新規参入に向けた課題や今後の事業活動等の相談に応じる支援をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けすることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する法人とする。

(1) 北九州市内に本社又は事業所を有すること。

(2) 洋上風力O & Mに参入している又は将来的な参入計画を有していること。

(3) 参入状況ヒアリング及び参入促進研修に参加すること。

(4) 北九州市税を滞納していないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) その他市長が補助金を交付することが不相当と認める者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は前条に規定する補助対象者が行う事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 常時雇用されている社員等(北九州市内の事業所等に勤務する従業員、役員、内定者又は転勤予定者)が受講する洋上風力O&Mに必要な訓練等。
- (2) 補助金の交付決定を受けた日から当該決定を受けた日の属する年度の2月末日までに完了する事業。

2 前項1号の規定は、新規の訓練等に限り、更新についてはこれを対象としない。

(補助金の交付及び額)

第5条 市長は、補助対象者の申請に基づき、補助対象者が前条に規定する補助対象事業を行った場合に、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 この要綱に基づく補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2に掲げるものとする。

3 補助対象経費に対する補助率は、別表第3に掲げるものとする。

4 補助額の上限については、別表第4に掲げるものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、補助対象事業について次に掲げる交付要件を備えていない場合は、この要綱に基づく補助の対象としないものとする。

(1) 国など他の機関から同種の補助を受けていないこと又は受ける見込みのないこと。

(2) 補助金の交付は、1年度あたり1事業者につき1回までとする。

6 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

7 次に掲げる経費は補助対象経費の対象外とする。

(1) 消費税等の租税及び振込手数料。

(2) 訓練等に直接要した費用以外の交通費等の経費。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、別

に定める補助金交付申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助金の交付の可否について決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者が北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号。以下「規則」という。）第9条の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の日から15日以内とする。

(実績報告)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、その日（完了後に参入促進研修が実施される場合においては研修実施日）から20日以内又は別に定める日のいずれか早い日を期限として、別に定める補助金実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該額を通知するとともに、別に定める方法により速やかに当該額の補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条、第4条及び第5条第5項に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他関係法令及び規則又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る補助金を既に交付しているときは、別に定める補助金交付決定取消通知書兼返還命令書により、補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 補助金交付決定者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載する期日までに、当該補助金を返還しなければならない。
- 5 交付決定の取消によって、当該交付決定を取り消された者に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わない。

(規則との関係)

第12条 補助金の交付は、規則に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、港湾空港局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行し、令和7年度予算に基づき実施する事業に適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第2条第4号関係）

訓練提供企業名	訓練施設名称
(株)北拓	北拓北九州トレーニングセンター
ニッスイマリン工業(株)	日本サバイバルトレーニングセンター

別表第2（第5条第2項関係）

補助対象経費	内訳
負担金	研修費、訓練受講料、試験受験料

※上記補助対象経費のうち、以下に該当する経費を補助対象とする。

- (1)使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費。
- (2)交付決定日以降に受講し、事業完了日までに支払いを行った経費。
- (3)支払事実の確認のため、実績報告時に見積書（受講料等が確認できるパンフレットやHP写し等）、請求書、銀行振込控、領収書等の証拠書類によって資金使途の確認ができる経費。

※支払い方法は金融機関での振込を原則とする。

別表第3（第5条第3項関係）

訓練等の区分	補助率
新規参入プログラム	3分の2
上記以外	2分の1

別表第4（第5条第4項関係）

補助対象者の 企業区分	補助上限額	
	1人当たり	1社当たり
一般枠	20万円	80万円
主たる事業者枠(※)	30万円	180万円

※申請日時点で補助対象者の主たる事業に洋上風力O&Mが位置づけられていることが、定款等から客観的に確認できる企業。